

神奈川県身体障害施設協会

(名 称)

第1条 この会は、神奈川県身体障害施設協会という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を図り、共通の事項について研究協議を行い、交流活動を通して身体障害者(児)の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 施設・機関利用者をはじめとする身体障害者(児)福祉の向上及び一般への啓発
- (2) 施設・機関相互の連携・協調・情報交換
- (3) 身体障害施設・機関運営に関する研究・協議
- (4) 施設・機関職員の研究・研修及び親睦
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(運 営)

第4条 この会は、役員会、施設長会及び事業の企画実施のために委員会を置く。

(会 員)

第5条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 神奈川県全域に所在する身体障害者(児)の福祉に携わる施設、機関。
- (2) 準会員 この会の趣旨に賛同するもの。

(委員会)

第6条 委員会の種類及び任務は次のとおりとする。

- (1) 研究研修委員会 調査研究及び職員研修に関する事項。
- (2) 広報委員会 啓発活動及び機関紙の発行に関する事項。
- (3) 文化委員会 利用者及び職員の文化活動に関する事項。
- (4) 体育委員会 利用者及び職員の体育活動に関する事項。
- (5) 卓上競技委員会 利用者の卓上競技に関する事項。

- 1.委員会には副委員長をおくことができる。副委員長は委員の互選により選出する。
- 2.上記のほか必要がある場合には、特別委員会を設けることができる。

(会 計)

第7条 この会の収入は次の各号からなる。

(1) 正会員

・旧法、新法問わず事業所単位で日中活動支援の総数で金額設定をして徴収する

- | | | |
|-------------|---------------|-----------|
| ①日中活動支援の総数が | 40名以下の事業所 | : 10,000円 |
| ② | 41名～60名以下の事業所 | : 20,000円 |
| ③ | 61名～80名以下の事業所 | : 25,000円 |
| ④ | 81名以上の事業所 | : 30,000円 |

(2) 準会員

・2,000円 個人 ・5,000円 団体

(3) 補助金

(3) その他の収入

2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

3 この会の予算及び決算は、総会の承認を受けなければならない。

(役員の数及び選出)

第8条 この会は次の役員をおき、総会において選出する。

会長	1名
副会長	1名
委員長	1名
事務局長	1名
会計監査	2名

(会長の職務代行)

第9条 会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代行する。

(役員の数)

第10条 役員の数及び任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の役員の数及び任期は、前任者の在任期間とする。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、会長の所属する施設・機関に置く。

(会議)

第12条 会議は総会、役員会、施設長会、委員会及び部会とする。

2 総会は会長が招集し、施設長及び役員を持って構成し、年1回以上開催する。

3 役員会は会長が招集し、その議長となって必要に応じて開催する。

4 施設長会は会長が召集し、年2回程度開催する。

5 委員会は各委員長が招集し、必要に応じて開催する。

6 総会及び役員会の議事は、委任状も含めた3分の2以上の出席と、出席者の過半数を持って議決する。

(定めのない事項)

第13条 この会則の定めのない事項は、会長が役員会に諮って決める。

附 則 この会則は平成2年6月20日から実施する。

この会則は平成7年4月1日から実施する。

この会則は平成8年4月1日から実施する。

この会則は平成9年12月22日から実施する。

この会則は平成13年4月26日から実施する。

この会則は平成14年4月24日から実施する。

この会則は平成15年4月25日から実施する。

この会則は平成19年5月31日から実施する。